

〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P. 97

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	325,586	308,238	17,348	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	325,586	308,238	17,348	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分について、市が負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

後期高齢医療制度の財源は、公費(国、県、市)50%、高齢者の保険料10%、若年者の保険料40%により賄われており、このうち、公費で賄う市負担金は、均等割、人口割、高齢者人口割及び市町村窓口端末機器負担金からなる広域連合共通経費と後期高齢者医療給付費の見込額の合計となっている。

内訳

広域連合共通経費 17,417千円
後期高齢者医療給付費 308,169千円

03010402 後期高齢者健康診査事業

予算書P. 98

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,173	12,442	2,731	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	11,912	7,590	4,322	後期高齢者健康診査受託料, 後期高齢者医療制度特別対策補助金
一般財源	3,261	4,852	△ 1,591	

【背景(なぜ始めたのか)】

被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、茨城県後期高齢者医療広域連合は「茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱」により、健康診査を行うこととなっており、同健康診査に係る業務は市町村に委託し実施することとなっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

被保険者の疾病の早期発見を図る。被保険者の健康の保持・増進を図ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 健康診査

地区公民館等において集団健診(受診料無料)を行い、被保険者に受診してもらう。また、指定医療機関において、個別健診(個人負担1,000円)を実施する。

2 人間ドック・脳ドック検診費用助成

人間ドック検診，脳ドック検診を行った被保険者に対し，検診費用の一部助成を行う。

人間ドック検診 15,800円×150人

脳ドック検診 20,000円×35人

03010602 医療費助成事業

予算書P. 99

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	346,449	292,682	53,767	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	156,969	130,246	26,723	医療福祉費補助金(医療費)外
地方債	0	0	0	
その他	30,002	30,000	2	高額療養費返納金 外
一般財源	159,478	132,436	27,042	

【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで，必要とする医療を容易に受けられるようにし，併せて健康の保持と生活の安定を図ることを目的に，県補助事業として始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊産婦，中学3年生までの小児，母子家庭の母子，父子家庭の父子及び重度障がい者の医療費にかかる経済的負担を軽減し，健康の保持と生活の安定を図る。

対象者の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による患者自己負担分の一部を公費で助成する。

(外来自己負担1日600円，月2回まで，入院自己負担1日300円まで，月3,000円までを除く。)

制度該当者の申請に基づき，受給者証を発行し，県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで，助成を受けることができる。受給者証を提示しなかった場合や県外受診の際は，償還払い(後払い方式)により助成する。

県の補助事業であり，県1/2，市1/2の負担割合となる。

03010603 すこやか医療費助成事業

予算書P. 100

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,228	108,732	△ 43,504	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,058	200	9,858	地域福祉基金繰入金 外
一般財源	55,170	108,532	△ 53,362	

【背景(なぜ始めたのか)】

茨城県医療福祉費支給制度(医療費助成事業)を所得制限等により利用できない妊産婦及び中学3年生までの小児・児童の医療費の一部を市が単独で助成することで，必要な医療を容易に受診できるようにし，少子化対策及び小児・児童のすこやかな成長に寄与することを目的に始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県医療福祉費支給制度(医療費助成事業)を所得制限等により利用できない妊産婦及び中学3年生までの小児・児童の医療費にかかる経済的負担を軽減し，健康の保持と生活の安定を図る。

子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持を図ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による患者自己負担分の一部を公費で助成する。
(外来自己負担1日600円, 月2回まで, 入院自己負担1日300円まで, 月3,000円までを除く。)
制度該当者の申請に基づき, 受給者証を発行し, 県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで, 助成を受けることができる。受給者証を提示しなかった場合や県外受診の際は, 償還払い(後払い方式)により助成する。

03010701 国民年金事務

予算書P. 100

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,491	1,464	27	
国庫支出金	1,491	1,464	27	拠出年金事務費交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により法定受託事務として定められた年金事務を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国民年金の受給権の確保を図り, 健全な市民生活向上に寄与することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国民年金被保険者の各種届出, 免除・猶予・学生特例申請, 各種裁定請求などの窓口受付を行い, 迅速に年金機構に報告する。また関係機関との連携を密にし, 広報紙やホームページを利用した市民への年金制度周知及び窓口相談を行う。